

岸和田市デジタルディバイド対策推進業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

岸和田市

目次

1. 目的	2
2. 業務概要	2
3. 予算額	2
4. 実施スケジュール	3
5. 参加資格	3
6. 参加申込及び参加資格審査・1次選定	4
7. 企画提案書の提出	6
8. 質疑書の提出及び回答	7
9. 企画提案書の作成方法	7
10. 見積書作成にあたっての注意事項	7
11. 評価方法等	8
12. 2次選定結果の通知・公表	9
13. プロポーザル参加に際しての注意事項	10
14. 契約の締結	11
15. その他留意事項	11

1. 目的

本要領は、岸和田市デジタルディバイド対策推進業務委託に係る契約の相手方候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等を定めるものである。誰もが地域で気軽に相談できる場を整備し、スマートフォン等の活用に関する不安や困りごとを解消して地域のデジタル格差を縮小することを目的とする。応募者は本実施要領に従って応募すること。

2. 業務概要

- (1) 業務名 岸和田市デジタルディバイド対策推進業務委託
- (2) 業務内容 別紙「岸和田市デジタルディバイド対策推進業務委託企画提案書仕様書」（以下、「企画提案仕様書」という。）による。
- ①スマートフォン操作支援講師育成講座
 - ②スマートフォン教室
 - ③スマートフォン操作相談
 - ④業務管理・広報支援
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日
- (4) 担当部署
- 〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号
- 岸和田市総合政策部企画課
- 電話 072-423-9647
- F A X 072-423-6749
- メール kikaku@city.kishiwada.lg.jp

3. 予算額

委託料の上限は 1,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※「予算額」は契約時の予定価格ではなく、提案見積金額の上限額であることに留意すること。

4. 実施スケジュール

内容	日時
公募開始	令和8年6月10日（水）
質疑書の提出締切	令和8年6月19日（金）17時まで
質疑書の回答期限	令和8年6月23日（火）17時まで
参加申込書類の提出締切	令和8年6月29日（月）17時まで
参加資格審査・1次選定結果通知予定日	令和8年7月3日（金）予定
企画提案書等の提出締切	令和8年7月15日（水）17時まで
2次選定（プレゼンテーション）予定日	令和8年7月23日（木）
最終選定結果通知予定日	令和8年7月29日（水）予定
契約締結調整打合せ（岸和田市役所）	令和8年8月3日（月）

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48条）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りではない。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を

含む。)があった場合については、この限りでない。

- (6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）第 5 条の規定に該当しない者であること。
- (7) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に該当する事実がないこと。
- (8) 国税、地方税を滞納していない者であること。
- (9) 講師育成講座及びスマートフォン教室について引き続き 1 年以上の営業実績を有する者であること。

6. 参加申込及び参加資格審査・1次選定

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、企画提案仕様書及び岸和田市財務規則（平成 9 年規則第 11 号）等を理解した上で、以下のとおり提出すること。

(1) 参加申込書類

番号	提出書類	必要数	備考
1	参加申込書（様式第 1 号）	1 部	代表者印を押印すること
2	法人（事業所）概要報告書（様式第 2 号）	1 部	
3	業務実績報告書（様式第 3 号）	1 部	
4	業務実施体制報告書（様式第 4 号）	1 部	
5	誓約書（様式第 5 号）	1 部	代表者印を押印すること
6	誓約書（様式第 6 号）	1 部	代表者印を押印すること
7	履歴事項全部証明書（写し可）	1 部	法人のみ 法務局が発行するもの
8	印鑑証明書（写し可）	1 部	法人の場合 法務局が発行するもの 個人の場合 市町村が発行するもの
9	使用印鑑届（様式第 7 号）	1 部	
10	委任状（様式第 8 号）	1 部	代表者から支店等に公募型プロポーザル・契約等の委任をする場合
11	「法人税」「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（写し可）	1 部	法人の場合 法人税、消費税・地方消費税の納税証明書（その 3 の 3） 個人の場合 申告所得税、消費税・地方消費税の納税証明書（その 3 の 2）

12	完納証明書（写し可） 岸和田市市民税課が発行するもの	1部	法人の場合 ①法人の完納証明書（写し可） ②代表者の完納証明書（写し可） ※①岸和田市内に事業所を有する 場合のみ必要 ※②及び②岸和田市内に事業所 及び代表者の住所を有する場 合のみ必要 個人の場合 岸和田市内に事業所を有する場 合のみ必要
----	-------------------------------	----	---

※ 番号6から12の書類は本市令和8年度「業務委託指名競争入札参加資格登録事業者名簿」に登録されている場合は提出不要

番号7、8、11、12の書類は発行日から3か月以内のものであること

(2) 参加申込提出期限

令和8年6月29日（月）17時まで

(3) 様式等の配布期間及び配布場所

令和8年6月10日（水）から、岸和田市ホームページ内からダウンロード。

URL : <https://www.city.kishiwada.lg.jp/site/smart-city-torikumi/digital-smartphone2026.html>

(4) 提出場所

「2. 業務概要（4）担当部署」に同じ。なお、受付時間は、平日の9時から17時まで（12時から12時45分を除く。）とする。

(5) 提出方法

持参又は郵送による提出とする。郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、上記期限までに必着とする。

(6) 参加資格審査・1次選定結果の通知

参加申込書類を期限までに提出した者について、「5. 参加資格」を満たしているか審査を行い、「11. 評価方法等（3）1次選定について」のとおり1次選定を実施した上で、参加資格審査・1次選定結果の通知を発送する。

7. 企画提案書の提出

参加申込書類を期限までに提出した者について、参加資格審査・1次選定を実施し上位3者を選定する。令和8年7月3日（金）までに参加資格審査・1次選定結果通知を発送する。参加資格審査・1次選定の結果選定された者は、本実施要領、企画提案仕様書及び岸和田市財務規則（平成9年規則第11号）等を理解した上で、以下のとおり提出すること。

(1) 企画提案書類

提出書類	必要数	備考
企画提案応募書（様式第13号）	1部	代表者印を押印すること。
企画提案書（正本）	1部	
企画提案書（副本）	6部	
価格提案書（様式第11号）	1部	代表者印を押印すること。
価格提案書明細	1部	

(2) 企画提案書等の提出期限

令和8年7月15日（水）17時まで

(3) 様式等の配布期間及び配布場所

令和8年6月10日（水）から、岸和田市ホームページ内からダウンロード。

URL：<https://www.city.kishiwada.lg.jp/site/smart-city-torikumi/digital-smartphone2026.html>

企画提案書は様式なし。（作成方法は企画提案仕様書のとおり。）

(4) 提出場所

「2. 業務概要（4）担当部署」に同じ。なお、受付時間は、平日の9時から17時まで（12時から12時45分を除く。）とする。

(5) 提出方法

持参又は郵送による提出とする。郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、上記期限までに必着とする。

(6) 提出書類の取扱い

- ①提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
- ②提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ③提出された書類は返却しない。
- ④企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑤企画提案書等に含まれる著作権、特許権等は日本国の法令に基づいて保護される。
- ⑥第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8. 質疑書の提出及び回答

本プロポーザルに関して、質疑事項がある場合は以下のとおり質疑を行うこと。口頭、電話での質疑には答えない。

- (1) 提出期限 令和8年6月19日(金)17時まで(必着)
- (2) 提出場所 「2. 業務概要(4) 担当部署」に同じ
- (3) 提出方法 電子メールまたはFAX(受信確認の電話を行うこと。)
- (4) 提出書類 質疑書(様式第9号)
- (5) 回答 令和8年6月23日(火)17時まで

質疑への回答は岸和田市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

URL : <https://www.city.kishiwada.lg.jp/site/smart-city-torikumi/digital-smartphone2026.html>

9. 企画提案書の作成方法

企画提案仕様書のとおり。

10. 価格提案書及び価格提案書明細作成にあたっての注意事項

- (1) 提案価格は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とすること。
- (2) 消費税及び地方消費税として、見積金額の100分の10に相当する額を加算した額を価格提案書(様式第11号)に記載すること(二重に消費税及び地方消費税を加算しないよう注意すること。)
- (3) 価格提案書明細は様式なし。企画提案仕様書 5. 業務内容・業務範囲(提案内容)
 - (1) から(4)を項目として内訳明細を作成すること。
- (4) 企画提案において追加提案を行う場合は、当該提案の実施に要する費用を見積額に含めるものとし、企画提案仕様書「5. 業務内容・業務範囲(提案内容)」の(1)から(4)のいずれかの項目に計上すること。

11. 評価方法等

(1) 選定委員会について

受託候補者の選定を行うため、本市の職員で構成する「岸和田市デジタルディバイド対策推進業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。なお、選定委員会の設置にあたっては、その目的、構成員、役割、会議、事務及びその他必要な事項について設置規程を定めるものとする。

(2) 選定方法・評価方法について

本プロポーザルは、別紙「岸和田市デジタルディバイド対策推進業務委託 評価基準」（以下「評価基準」という。）に沿って、事務局（「2. 業務概要（4）担当部署」に同じ。）において業務実施面による1次選定（以下「1次選定」という。）と、企画提案面（プレゼンテーションを含む。）及び経費に基づいた選定（以下「2次選定」という。）の2段階で実施する。

(3) 1次選定について

事務局において、業務実施面について評価基準に基づき評価を行い、評価点の合計が18点（評価点上限の合計点の60%。以下「1次選定基準点」という。）以上の上位3者を2次選定候補者とする。

ただし、評価点の合計が同点であることにより、4者を超える場合はこの限りでない。

なお、選定結果については、参加申込者に文書にて通知するものとし、電話等による問合せには応じない。

※参加申込者が3者以下の場合であっても、評価の結果において1次選定基準点以上のとき、当該参加申込者を2次選定候補者とする。ただし、参加申込者全員が1次選定基準点未満の場合、又は参加申込者が無い場合は該当なしとする。

(4) 企画提案のプレゼンテーション

①開催日時及び開催場所

- ・令和8年7月23日（木）予定
- ・詳細な日時及び開催場所については、後日2次選定候補者に通知する。

②企画提案の所要時間（予定）

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・選定委員会委員からの質疑 15分程度

③注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知するものとする。
- ・プレゼンテーションでは、提出された企画提案書を用いて説明を行うこと。企画提案書以外の資料等を用いた説明は不可とする。
- ・プレゼンテーションには、受託後配置する業務責任者からの説明とすること。ただし、プレゼンテーションの出席者は各提案者とも、本件担当者となる者のうち、3名以内とする。
- ・プレゼンテーションでは、プロジェクターを使用し、企画提案書をスクリーンに投

影して説明を行うことができることとする。ただし、本市で用意する機材は次のとおりとする。なお、プロジェクターの使用を希望する場合は、各提案者において HDMI 接続可能なパソコンを用意・持参すること。

- ・プロジェクター（HDMI ケーブル接続）
- ・スクリーン
- ・延長電源ケーブル
- ・HDMI ケーブル（プロジェクター接続用）
- ・ハンドマイク 2 本

(5) 契約交渉の相手方の選定（2次選定）

選定委員会において、評価基準に基づき評価を行い、選定委員会構成員の評価点の合計平均が 42 点（評価点上限の合計点の 60%。以下「2次選定基準点」という。）以上の者のうち、1次選定評価点と2次選定評価の合計（最高 100 点）が最高得点者を受託候補者とする。ただし、最高得点者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。

※2次選定候補者が1者又は無い場合の取扱い

2次選定候補者が1者のみの場合であっても、選定委員会（プレゼンテーション）は開催し、評価結果において2次選定基準点以上のときは、当該2次選定候補者を受託候補者とする。ただし、2次選定候補者全員が2次選定基準点未満の場合、又は2次選定候補者が無い場合は該当なしとする。

12. 2次選定結果の通知・公表

2次選定結果は、2次選定候補者に文書で通知するとともに、本市ウェブサイトで公表するものとし、電話等による問合せには応じない。なお、公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 最優秀提案者（受託候補者）の名称、評価点及び選定理由
- (2) (1) 以外の2次選定候補者の名称及び評価点

※名称は五十音順で表記する。

※評価点は点数順で表記する。ただし、対象者が1者の場合は公表しない。

※名称と評価点は別項とし、関連付けしない。

13. プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とする。

- ①選定委員会委員に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- ②他のプロポーザル参加者と企画提案内容又は参加の意思について相談を行った場合。
- ③選定委員会終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案内容を意図的に開示した場合。
- ④企画提案書等に虚偽の記載を行った場合。
- ⑤選定委員会終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- ⑥提案見積金額が委託費の上限を超えた場合。
- ⑦その他選定委員会における選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書等の提出は不可とする。

(3) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は不可とする。

(4) 費用負担

企画提案書の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。なお、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められるときは、停止、中止又は取消しすることがある。この場合において、参加者は本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできないものとする。

(5) その他

- ①プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、設定された期限までに企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。
- ②参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- ③提出された企画提案書等は、岸和田市情報公開条例（平成12年条例第9号）に基づく行政文書の公開請求の対象となる。
- ④企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、令和8年7月22日（水）17時までに、辞退届（様式第12号）を持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、上記期限までに必着とする。）。
- ⑤参加者は、本プロポーザルの実施後において、知らなかったことや内容が不明であったことを理由に異議を申し立てることはできない。

14. 契約の締結

- (1) 受託候補者が、契約締結前に岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けた場合又は岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に該当する事実が発覚した場合は契約を締結しない。
- (2) 受託候補者と市が協議し、委託内容、経費等について、再度調整を行った上で協議が整った場合委託契約を締結する。なお、受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変更（受託候補者の見積額を超えることはない。）となる場合がある。
- (3) 契約書には提出された企画提案書を添付し、提案内容の履行を担保する。
- (4) 契約保証金について、契約の際には、岸和田市財務規則第 121 条の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金が必要となる。ただし、同規則第 123 条のいずれかに該当する場合は免除するものとする。なお、この場合は、履行保証保険等証明書又は契約保証金免除申請書（様式第 10 号）を提出するものとする。
- (5) 契約代金の支払いについては、成果物、完了報告書の提出及び成果物の検査を行った上で、請求に基づき支払うものとする。（完了後一括支払い。）
- (6) 受託候補者と市の間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合は、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者（2 次選定基準点未満の者を除く。）と協議を行うものとする。
- (7) 契約の締結にあたり、受託候補者と事務局にて、仕様調整の打合せを開催するものとする。開催日時は、令和 8 年 8 月 3 日（月）15 時とし、2 時間程度とする。

15. その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密及び個人情報等を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思料される業務については、市と協議を経て業務の一部を委託することができるものとする。
- (3) 受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、岸和田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 26 号）に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに市に報告し、その指示に従わなければならない。また、本業務終了後は、市の指示に従い、個人情報を返還又は適切に廃棄しなければならない。
- (5) 本プロポーザルの実施、手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨（円）とする。